

Client Alert

27 February 2023

米国連邦取引委員会による連邦取引委員会法 第5条に関する新たな声明

本アラートに関する お問い合わせ先



井上 朗
パートナー
03 6271 9463
akira.inoue@bakermckenzie.com



佐藤 哲朗
カウンセラー
03 6271 9740
tetsuro.sato@bakermckenzie.com



佃 浩介
アソシエイト
03 6271 9510
kosuke.tsukuda@bakermckenzie.com

はじめに

2022年11月10日、米国の連邦取引委員会（FTC）は連邦取引委員会法（FTC法）第5条（15 U.S.Code § 45）に基づく執行権限についての方針を示す新たな政策声明¹（以下「本声明」）を発表した。

本声明はFTCのこれまでの立場を変更するものであり、反トラスト法で必ずしも違法とされていない行為も執行の対象とすることや、反トラスト法の潜在的違反行為も執行の対象とすること等を通じ、FTC法第5条に基づく執行権限の範囲が拡大されている。

本声明によってFTC法第5条に基づく執行権限の範囲が拡大される結果、今後より多くの企業の活動が規制される可能性がある。米国で活動する日本企業の活動についてもFTC法第5条に基づく執行の対象となるリスクが高まることから、本アラートでこれを取り上げる。

FTC法第5条

FTCは米国における反トラスト法の執行機関の1つである。FTCはFTC法又はクレイトン法違反被疑行為が存在するときは、自ら審査を行い、審判手続を経て、又は関係人が同意するときは審判手続を経ることなく、審決により排除措置を命じることができる。またFTCは必要に応じ、違反行為の差止命令等を求める訴訟を提起することができる。

FTC法はシャーマン法及びクレイトン法と共に反トラスト法の主要な法律の1つであり、不公正な競争方法及び不公正又は欺瞞的な行為又は慣行を禁止しているほか、FTCの権限、手続等を規定している。

FTC法は第5条(a)(1)において「商取引における又は商取引に影響を及ぼす不公正な競争方法、及び、商取引における又は商取引に影響を及ぼす不公正若しくは欺瞞的行為又は慣行は、本法により違法と宣言する」²と規定しており、問題となる行為や慣行等がこれらの文言に該当するか否かをFTCが判断し、該当すると判断した場合には同法が執行される。

本声明の内容

FTCは本声明を「FTC法第5条における「不公正な競争方法」の範囲と意味に関する、これまでのFTCの声明および勧告的ガイダンスに取って代わ

¹ https://www.ftc.gov/system/files/ftc_gov/pdf/P221202Section5PolicyStatement.pdf

² "Unfair methods of competition in or affecting commerce, and unfair or deceptive acts or practices in or affecting commerce, are hereby declared unlawful." (15 U.S. Code § 45(1)(a))



るもの」と位置付け、「『ビジネス慣行が FTC 法第 5 条に基づく不公正な競争方法に該当するかどうか』に適用される主要な一般原則を示すことにより、一般市民、ビジネス界、反トラスト法専門家の助けとなることを意図している」とする。

本声明では、FTC 法第 5 条がシャーマン法やクレイトン法の適用範囲を超えて競争条件に悪影響を及ぼす傾向のある様々な種類の不公正な行為を対象としていること、及び反トラスト法の潜在的違反を構成する行為や反トラスト法の精神に違反する行為も同法第 5 条の執行の対象となることが、これまでの裁判例や FTC 法第 5 条の立法経緯等を踏まえて主張されている。また FTC 法第 5 条の「不公正な競争方法」という文言について FTC による解釈が示され、更に、不公正な競争方法が正当化される例外的な場面についての言及が簡単になされている。最後に、FTC 法第 5 条に違反するとされる下記の 3 つの行為を、あくまで例示として列挙し、それぞれの項目について更に具体的な例が列挙されている。

- ① シャーマン法第 1 条、同第 2 条やクレイトン法に違反するとみなされる行為
- ② 反トラスト法の潜在的違反とみなされる行為。当該違反行為には、本格的な独占力や市場支配力を獲得していない被申立人による行為や、反トラスト法違反となる傾向のある行為など（つまり、関連市場への影響が軽微であり、実質的競争制限に至らない行為）が含まれる。
- ③ 反トラスト法の精神に違反する行為。これには反トラスト法違反と同様の潜在的な損害を引き起こす傾向があるが、法律の文言でカバーされないかもしれない行為、またはこれら法律の「隙間」に該当するかもしれない行為も含まれる。

FTC は本声明に関して「本声明は『ビジネス慣行が FTC 法第 5 条に基づく不公正な競争方法に該当するかどうか』に適用される重要な一般原則を示すことにより、一般市民、ビジネス界、反トラスト法専門家の助けとなることを意図している」と述べているが、本声明で示された原則や具体例は大部分において抽象的である。

例えば「不公正な競争方法」の「競争方法」がどのような行為なのかについては、単なる市場の条件ではなく市場において行為者によって行われる行為であり、競争に関係していなければならないが間接的な関係であっても構わない、などとしているが、かかる内容からは具体的に如何なる行為が「競争方法」に該当するのかの判断は困難である。

また、例えば上記③についての更なる具体例を見ると「暗黙の協調を促進する慣行」、「市場支配力を創出または維持する傾向のある差別的な取引拒否」などこちらも抽象的に記載されており、具体的に如何なる行為が FTC 法第 5 条に違反するとされるのか判断は困難である。

声明に対する意見

本声明は FTC の委員による賛成 3、反対 1 の投票を経て承認されたが、FTC の唯一の共和党委員である Wilson 氏は本声明に反対票を投じ、20 ページに



及ぶ反対意見³を公表している。反対意見の中で Wilson 氏は「この声明は、委員会、裁判所、ビジネス界、そして世界中の執行者が長い間受け入れてきた反トラスト法の基本原則を放棄している」、「本声明が法律を遵守しようとする企業に対して明確なガイダンスを提供していない」、などと本声明を批判している。

また米国商工会議所も「FTC の方針声明は、企業がいつ、どこで、どのように競争するかについて、Khan 委員長に白紙委任状を与えることを目的とした純粋な政治的権力掌握である」「健全な競争を阻害し、米国の競争力を損ねることになる」などとする声明を発表し、本声明を批判する⁴。

他方で、Demand Progress、American Economic Liberties Project、Open Markets Institute といった反トラスト法の執行に積極的な NPO などからは、FTC が反トラスト法執行の強力な武器を得たなどと、本声明を歓迎する声明が発表されている⁵。

終わりに

本声明によって FTC 法第 5 条に基づく執行権限の範囲が拡大されたことが示されたものの、如何なる行為や慣行が FTC 法第 5 条に基づく執行の対象となるか具体的には明らかではないため、今後同条の執行事例について注視し、同条に該当する可能性がある行為については弁護士に相談するなど、注意を払う必要がある。

3

https://www.ftc.gov/system/files/ftc_gov/pdf/P221202Section5PolicyWilsonDissentStm t.pdf

⁴ <https://www.uschamber.com/finance/antitrust/federal-trade-commissions-section-5-guidance-will-discourage-competition-and-damage-americas-competitiveness>

⁵ American Economic Liberties Project (2022 年 11 月 10 日プレスリリース) <https://www.economicliberties.us/press-release/ftc-charges-path-forward-to-combat-anticompetitive-behavior-across-markets/>、Open Markets Institute (2022 年 11 月 10 日プレスリリース) <https://www.openmarketsinstitute.org/publications/open-markets-applauds-the-ftcs-new-landmark-policy-statement-on-policing-unfair-methods-of-competition-policy> 等